

京都市動物愛護行動計画改定 に対してのパブリックコメント意見

2016年1月8日

京都市保険局 保険衛生推進室

医務衛生課 動物愛護担当 御中

(FAX:075-222-3416,E-mail:eisei@city.kyoto.lg.jp)

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル4階
植田法律事務所

THEペット法塾代表

弁護士 植田 勝博

電話06-6362-8177、FAX06-6362-8178

第1 京都市動物愛護行動計画改定についてのパブコメ意見募集について、次の意見を申し入れます。

野良猫について次の記載があります。

「施策目標の達成に向けた取組内容、施策目標①殺処分数の大幅な減少

1 適正飼養の徹底（新たに掲げる取組）として「所有者のいない猫の適正な管理の推進 まちねこ活動支援事業の拡充 野良猫への給餌に係る届出掲示制度の実施」

1 パブコメ意見

野良猫への給餌に係わる届出掲示制度の実施に反対する。

2 意見の理由

(1) 野良猫の避妊去勢をして餌やりをして保護がされている活動は、街の環境と、野良猫をなくすための正しい活動である。

京都市「動物との共生に向けたマナー等に関する条例」（いわゆる「野良猫餌

やり禁止条例」)による「京都市野良猫への給餌に係る届出掲示制度実施要綱」は、これにおびただしい規制をして禁止をし、届出制により過大な負担を課し、一切の責任をこれらの公益活動者というべき猫餌やり活動をする人に課して事実上、野良猫餌やりを規制ないし禁止するものである。

京都市動物愛護行動計画改定の「所有者のいない猫の適正な管理の推進 野良猫への給餌に係る届出掲示制度」は、野良猫を生かす人、野良猫問題に取り組む人達の野良猫餌やり行為を、規制し、禁止するものである。

- (2) 上記の要綱は、餌やりについて、自治会等への給餌者等の連絡先を示し、給餌者は複数であること、給餌場所は自宅、自己使用地に限り、給餌を行う時間帯は早朝、深夜を避けて決まった時間帯にすること、ふん尿や毛等は腐敗や飛散を防止すること、猫の頭数は給餌者1人につき5頭以下、個体を特定して管理してそれ以外の猫に給餌を行わないことなど、野良猫への一般的保護を否定禁止する規制がされている。また、届出掲示制度は、無届け行為を規制し、行政が猫餌やり行為を管理をする制度というべきもので、届出をした者は、上記の野良猫餌やり要綱に沿った多くの届出書類等の提出をし、1年ごとに、更新の届出と状況の報告を行うもので、多大な負担を課すものである。市は、届出済の給餌について、勧告・命令をする前に助言及び指導を行うとされる。

要綱の「野良猫への給餌に係る届出掲示制度の実施」は、個人の猫餌やりを事実上制限、禁止をし、規制を厳しくして罰則で強化をすることであり、野良猫虐待（動物愛護法44条）、動物愛護法「地域猫」についての両院附帯決議に反し、行政の動物愛護法の遵守推進義務（同法3条）に反する。

- (3) 野良猫への対応の基本は、行政は、「全てを手術してゼロにする。」ことである。行政はこれを宣言、広報をすべきである（同法3条）。

餌やり禁止をすることは、猫への虐待となり、動物愛護管理法に違反する。飢えさせることは猫の状態が分からない。飢えた猫はゴミのような状況になる。街の環境にも悪い。そのような野良猫の餓死した状況は街の環境を考えればなお悪い。猫との共生の街とは言えない。

餌やり禁止をして、その野良猫がなくなることは考えられない。放置をすれば野良猫はヤミで食餌をし、出産をし、それが従来通り継続をしていくことが考えられる。野良猫は昔からいたし、それを邪魔だとしてゴミとして年間30万匹にも及ぶ膨大な数の猫を殺処分する行政がされてきた。人の動物へのあり方からすれば、そのような行為が許される訳はない。動物愛護法の改正により、野良猫の引き取り殺処分は禁じられ、野良猫の殺処分は行政とは言え動物愛護法（44条）と同付帯決議に違反し、犯罪というべきで許されない。その野良猫は、野良猫問題として、行政が責任をもって解決をすることとなる。

野良猫問題とは、野良猫をゼロにすることが第1である。猫嫌いの人、猫を迷惑と思っている人、猫の福祉、餌をやる人、の全てに利益のある「野良猫を0にする活動」は、地域社会の利益であり、行政の責任である。

個人のボランティアが野良猫問題解決のために、自腹を切って避妊去勢と保護をして野良猫問題の解決への努力をして来た。京都市では条例制定後、110番通報がされ、警察が、あたかも犯罪者として事情を聴取する事例が発生している。

京都市条例、要綱は、猫餌やりとボランティアだけに、社会の野良猫問題の責任を負わせているが、猫餌やりに過大な責任を罰則をもって負わせ、公益問題や手術を担う責任などを課すことはおかしい。それでは社会の野良猫問題は解決ができない。野良猫問題の解決は社会が担うしかない。費用、捕獲技術、労力は、行政の支援が無ければ不可能といえる。

京都市の、上記「野良猫餌やり規制の要綱」の実施のために、京都市動物愛護行動計画の「野良猫への給餌に係る届出揭示制度の実施」は、野良猫への餌やり禁止の規制を更に強めるものであり、個人の野良猫問題解決のために努力をする人達を規制して排除をすることにつながる。その内容は上記の通りである。

京都市の届出揭示制度は、野良猫の虐待を推進するものであるとともに、野良猫問題を解決するために努力する人達を排除する誤った行政である。上記により「野良猫への給餌に係る届出揭示制度の実施」に強く反対する。